

# さいたま市と会津若松市との連携協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と会津若松市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙がそれぞれ持つスマートシティ・観光・商工の各分野における知見及び地域資源を活用した連携を推進することで、甲乙の安心・安全で快適・便利なまちの実現並びにまちの活力の維持・創造に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1） スマートシティ分野における情報の収集、分析、活用等に関する事項
- （2） 観光分野における誘客に向けた地域連携に関する事項
- （3） 商工分野における相互取引の活性化の推進に関する事項
- （4） その他安心・安全で快適・便利なまちの実現並びにまちの活力の維持・創造に関する必要な事項

（連絡調整）

第3条 甲乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を所持する。

平成30年7月14日

甲：さいたま市  
さいたま市長

乙：会津若松市  
会津若松市長

清水 勇人



さいたま市

室井 照平



会津若松市